

平成23年度事業計画

第1. 基本

司法書士は登記、供託及び訴訟等に関する法律事務の専門家として、国民の権利の擁護と公正な社会の実現を図ることを使命とする。

また職責として常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行うべき義務を担っている。

司法書士倫理第7条は「司法書士は、公益的な活動に努め、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献する」と定めているが、業務内容を考えるに当然の規定であり、我々は従来からその独自性を活かした公益活動を行ってきた。

しかし近時の業務内容の変化に伴い、より多くの知識と経験を社会に還元するよう求められ始めている。よって我々は地域社会全体に対し、従来よりも一歩進んだ内容の公益活動に努めるよう組織を挙げて積極的に取り組む必要がある。

また我々はいま、従来の主力であった登記業務の外、消費者問題、成年後見、高齢者問題、法教育、ADR、人権擁護等様々な問題への対応が求められており、これらの内容は社会情勢の変化に伴い多岐にわたってくるものと思われる。そこでこのような諸問題に対し組織として対応すべく、相談事業部から社会事業部への転換を図る必要がある。またそのためには中期的展望に立ち、会内における人材育成にも力を注ぐ必要がある。公益活動の充実と相まって社会事業部が十分に機能した時、我々は法律家としての確固たる地位を確立するものであると考える。

本年3月11日東日本大震災が我々を襲った。この未曾有の災害において被災された方々やその被災地に対し復興を願い、それが実現するまでは支援し続けなければならない事は誰しにも共通する認識である。山形会としては、まずは隣県である福島県及び宮城県への後方支援と避難された方々への県内支援の二本立てで行う。

また司法書士は社会におけるシステムのひとつであり、一種の公器であるとの解釈の下、損なわれた公器を回復させるのは組織の責任であり、まずは被災地における司法書士機能の回復に努めなければならない。

我々山形県司法書士会は、公益活動を始めとする様々な活動に対し積極的に行動し地域社会に貢献する職能団体であることを宣言する。

第2. 総務部事業計画

1. 基本方針

われわれ司法書士は、「国民の権利の保護に寄与する」という目的のもと、国民に信頼されるよう高度な職業倫理と職務能力が求められる。今後の法改正や社会状況の変化に対応しつつ、司法書士の独自性を社会に対して発揮できるような体制を整える必要がある。

そこで、「会員が司法書士として誇りと自信をもって業務を遂行できるような環境づくり」を基本方針として下記の事業を実施したい。

2. 事業

(1) 制度、組織に関する事業

- ① 会則規則等の整備・改善
- ② 各事業部、委員会の連携
- ③ 支部との連携
- ④ 連合会、ブロック会との連携
- ⑤ 新人会員への支援の検討

(2) 執務、倫理に関する事業

- ① 会員の執務の指導及び連絡
- ② 会員の倫理向上のための指導及び連絡

(3) 東日本大震災への対応

- ① 連合会、ブロック会との連携
- ② 被災者支援活動

(4) 職域の確保に関する事業

- ① 非司法書士行為の監視、対応

(5) 国、地方公共団体、他士業団体、その他関係団体との連携強化

(6) 火災・避難訓練等の会館の防災対策の実施

(7) 危機管理対策の検討

第3 企画研修部事業計画

研修事業

1. 基本方針

従来的一般業務研修のほか、相談事業部との連携により社会貢献分野に関する研修を実施し、東日本大震災の被災者に対する確かな法的サービスを提供する知識の修得を目指す。

また、全会員が12単位以上の研修単位を取得できるよう、開催日及び会場に配慮し、業務の向上に繋がる研修内容のさらなる充実と情報提供に努める。

2. 事業及びその内容

(1) 全体研修会の実施

① 一般業務研修

専門分野を含めた業務研修により一層の実務の精通を目指す。

② 社会貢献分野の研修

災害時の法律実務と相談技法を研修する。

(2) 地域分割研修の実施

山形・庄内・村山・置賜の4地域に分割し統一内容の研修会を実施する。

(3) DVD・通信研修受講の促進

視聴研修の情報を提供する。

通信研修について検討する。

(4) 研修情報の提供

各支部研修会及び他団体実施研修会の情報を提供する。

(5) 年次研修の実施（9月上旬）

実施方法 ① 日司連ホールでの研修会を収録したDVD研修

② グループディスカッション

会場 山形会場 庄内会場

対象者 平成23年4月1日において、以下の登録期間に達する会員

① 満3年（平成19年4月1日～平成20年3月31日登録）

② 満8年（平成14年4月1日～平成15年3月31日登録）

及び以後5年を加えた年

なお、対象者には個別に通知する。
※義務研修 不参加者には「指導要綱」に基づき指導が行われる。

(6) 新人研修の充実

- ① 新人研修会への委員、講師の派遣
- ② 新人配属研修の調整

3. 研究機能の検討

司法書士業務の拡大に伴い、新しい分野の研究等積極的な取り組みがますます必要となる。当会会員が時流に取り残されることのないよう、組織としての質的担保をはかるため、研修委員会に研究機能を持たせることを検討する。

広報事業

1. 基本方針

社会環境の変化に伴い、司法書士に対する市民からの公益活動等の社会貢献への要求は高まっている。そこで、「暮らしの中の法律家」としての司法書士の存在を積極的にアピールするため、マスメディアとホームページを通じての広報活動をさらに充実させ、また相談事業部との連携をより深化させることにより、有機的な広報活動を促進する。

会員に対しては、ホームページを通して通達等の各種最新情報、会の予定などを迅速に伝達することによって会員の執務向上に寄与し、また会報を通じて会の動きに関する情報伝達や会員の交流を図っていく。

2. 各事業の内容

(1) 市民広報事業

① マスコミを活用した広報事業

- i FMラジオモンスター「司法書士百科」の放送を継続する。
- ii 相談会のPRを兼ねたYBCラジオ「司法書士相談シリーズ」の放送
- iii 新聞・テレビ・ラジオ等マスコミによる広報
各種相談会の開催をタイムリーにかつ積極的にマスコミへ情報提供し、記事として新聞等に掲載してもらう。

② 各市町村広報への依頼

- i 各種相談会のポスターなどの掲示を依頼。
- ii 上記相談会の内容を各市町村の広報依頼。

③ ホームページによる広報

- i 各種相談会の内容掲載
- ii 各種情報の掲載

(2) 会員広報事業

① ホームページによる広報

- i 研修会要領・その他重要事項等を掲載する。
- ii 新着情報等をメール配信システムにより直接会員に知らせる。

② 会報を発行する。

第4. 相談事業部事業計画

1. 基本方針

今、私たち司法書士は、登記相談・法律相談をはじめ成年後見・消費者問題・法教育・ADR・権利擁護といった広い分野での活動を社会から求められている。そして、その要請に応じ多くの司法書士が各分野で活動しているが、今後、社会から求められる活動分野はさらに増えていくものと思われる。

また、東日本大震災は各地に甚大な被害をあたえ、住居等を失った被災者は、今後の生活に対する悩み、不安を抱えながら生活をしている。私たちは、そのような方々の生活再建を支援していかなければならない。

このような状況の中、「くらしの中の法律家」である私たち司法書士の社会的役割を自覚し、その職責を果たすため、相談を中心とした社会活動をこれまで以上に積極的に展開し、また、今後私たちが展開すべき社会事業の検討及び実践をしていく。

2. 事業及びその内容

(1) 相談センター事業

①常設相談

県内4センターにて、毎週1日設定する。

②個別相談会

時機に応じた相談会を開催する。

③被災者支援活動

東日本大震災被災者支援を目的とした相談会の開催、相談員派遣を行う。

(2) 調停センター事業

規則・規程の整備・改定作業を進め、また、調停手続きにおける人材の確保・育成のための研修会実施に向けた準備を行う。

(3) 法的サービス拡充に関する事業

①法教育活動

高校生のための法律講座の開催

②研修会の開催

社会活動の人材育成・能力向上を目的として、社会活動の専門分野に関する研修会を開催する。

③その他社会事業に関する活動

成年後見・消費者問題・権利擁護その他分野での活動を推進する。

3. 他関係団体との連携

以下の関係関連団体と連携し、効果的な事業展開を行う。

- ①日本司法支援センター山形事務所（法テラス山形）
- ②国・地方公共団体
- ③公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート山形支部
- ④山形県青年司法書士協議会
- ⑤隣接職能団体